

平成31年4月～令和2年3月に米代川に投棄されたゴミを載せています

米代川ゴミマップ

YONESHIROGAWA Riv. DUST MAP



米代川カヌー下り

不法投棄は“犯罪”です

河川法29条第1項、廃棄物処理法第16条に違反し廃棄物処理法による罰則は、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金です。

国土交通省東北地方整備局 能代河川国道事務所 〒016-0121 秋田県能代市臈淵（かいらげふち）字一本柳97-1

URL: <http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/> E-mail: noshiro@thr.mlit.go.jp Twitter: @mlit_noshiro TEL: 0185-70-1001 (代表)

ニツ井出張所 〒018-3103 能代市ニツ井町荷上場字中島26 TEL: 0185-73-5432

鷹巣出張所 〒018-3301 北秋田市綴子字柳下9-1 TEL: 0186-62-1226



1 家庭ごみ

2 家庭ごみ

7 テレビ

8 波トタン

12 空き容器

13 扇風機・机

14 空き缶等

YONESHIROGAWA DUST MAP ニツ井出張所管内 (能代市)



3 炊飯器

4 家庭ごみ

5 空き缶等

6 雑誌の束

9 オイル缶等

10 空き缶等

11 衣装ケース



15 紙くず

16 家庭ごみ

17 家庭ごみ

18 家庭ごみ

20 空き缶等

22 家庭ごみ

23 家庭ごみ

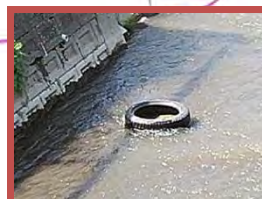
YONESHIROGAWA DUST MAP

鷹巣出張所管内 (北秋田市・大館市)

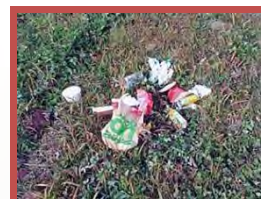
鷹巣出張所 管理区間 L=37.7km



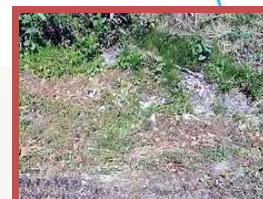
- 凡例
- 距離標 (河口からの距離・km)
 - 国の管理区間
 - 橋 梁
 - 堰
 - 市町村界



19 タイヤ



21 空き缶等



24 空き缶等

米代川での活動を紹介します!

米代川流域一斉清掃

平成22年7月に「米代川の環境を守る会」が発足し、米代川下流（能代市）から上流（鹿角市）で“同日一斉クリーンアップ”を実施しています。
活動はホームページや広報等でお知らせしますので是非ご参加下さい。



水生生物調査

「水生生物を指標とした調査」を行い、この調査を通して、身近に川の状態を知ってもらい河川愛護や水質保全等への関心を高めていただくことを目的としています。主に流域の小学生が調査に参加しておりますが、興味のある方はご連絡下さい。



河川敷は広く利用されています!

注) イベントなどで河川敷地を一定期間使用する場合には、事前に申請が必要となります。事務所又は最寄りの出張所へご連絡下さい。



カヌー体験



グラウンドゴルフ



堤防ウォーキング

異状を発見したらすぐに通報ください!



× 不法投棄



× 野焼き



× 堤防走行



× 不法係留

出水中で流されると大きな事故につながります!



出水中で漂着したゴミの山!!

不法投棄されたゴミが出水後に堆積

洪水時にゴミが河川へ流出すると・・・川の流れを阻害し、環境や水質の悪化の原因となります